

子ども手当の地方負担についての声明

12月23日政府案では、平成22年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当とを併給する方式とし、児童手当の地方負担が継続して求められることとなった。また、平成23年度に向けあらためて国と地方の役割分担、経費負担のあり方等について「地域主権戦略会議」等で議論することとされた。

我々地方は、鳩山政権が掲げる「地域のことは地域が決める」という地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきとする一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し全額を負担すべきと主張してきた。

地方は、景気が低迷している中、生活保護費等の扶助費の大きな伸びに、それぞれの工夫と努力により対処している。厳しい財政状況にあることは、国、地方を問わない。このような状況下において出された、今回の2つの手当の併給方式は、国と地方の役割分担について整理がなされておらず、地域主権の理念があいまいなものとなつたことは誠に残念である。

また、国家戦略担当・内閣府特命担当大臣をはじめとする4大臣の合意事項によれば、平成23年度以降についても方向性は極めて不透明であり、ややもすれば地方負担が前提となっているかの大きな危惧を抱かざるを得ない。

子ども手当の本格的な制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行うことを求める。その上で、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿って、役割分担を明確にした制度が実現されることを強く望むものである。

なお、平成22年度における制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないよう十分配慮するとともに、システム開発経費を含む事務費等については全額国庫負担とすることを強く求める。

平成21年12月25日

神奈川県市長会

会長 服 部 信 明

神奈川県町村会

会長 間 宮 恒 行